

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、表 1 をみると、徐々に人口減少率が大きくなり、平成 12 年の 31,944 人から、令和 2 年までに 13.6%減少し、令和 2 年の人口総数は 27,604 人である。

表 1 人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2
人口総数(人)	31,944	31,524	30,534	29,111	27,604
減少率(%)	0.0	1.3	4.4	8.9	13.6

出典)総務省統計局 国勢調査

年齢 3 区分人口は、表 2 をみると、老年人口が、平成 12 年の 5,517 人から、令和 2 年までに 64.5%増加し、9,078 人となったほか、生産年齢人口が、平成 12 年から令和 2 年までに 27.8%減少、年少人口が、平成 12 年から令和 2 年までに 43.2%減少している。本市において、少子高齢化が進行している。

表 2 年齢 3 区分人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2
老年人口(人)※1	5,517	6,424	7,194	8,253	9,078
老年人口減少率(%)	0	-16.4	-30.4	-49.6	-64.5
生産年齢人口(人)※2	21,232	20,594	19,419	17,331	15,322
生産年齢人口減少率(%)	0	3.0	8.54	18.4	27.8
年少人口(人)※3	5,195	4,496	3,873	3,341	2,953
年少人口減少率(%)	0	13.5	25.4	35.7	43.2

※1 老年人口：65 歳以上の人口

※2 生産年齢人口：15 歳から 64 歳までの人口

※3 年少人口：15 歳未満の人口

出典)総務省統計局 国勢調査

15 歳以上の就業者人口は、表 3 をみると、平成 12 年の 16,123 人から令和 2 年までに 19.2%減少し、13,027 人となっている。

表 3 就業者人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2
就業者人口(人)	16,123	14,916	14,884	14,224	13,027
減少率(%)	0.0	7.5	7.7	11.8	19.2

出典)総務省統計局 国勢調査

15 歳以上の産業別就業者人口は、表 4 をみると、第 1 次産業人口及び第 2 次産業人口の減少率が、平成 12 年から令和 2 年までにそれぞれ 41.2%、32.0%となっており、減少が顕著となっている。

一方、産業人口で、最も多くを占める第 3 次産業人口の減少率は、平成 12 年から令和 2 年までに 12.9%となっており、第 1 次産業人口や第 2 次産業人口の減少率と比較していると、減少率は比較的緩やかとなっている。

表 4 産業別就業者人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2
第 1 次産業人口(人)	851	665	675	537	500
第 1 次産業人口減少率(%)	0	21.9	20.7	36.9	41.2
第 2 次産業人口(人)	5,588	4,825	4,504	4,255	3,802
第 2 次産業人口減少率(%)	0	13.7	19.4	23.9	32.0
第 3 次産業人口(人)	9,492	9,014	9,239	8,996	8,266
第 3 次産業人口減少率(%)	0	5.0	2.7	5.2	12.9

出典)総務省統計局 国勢調査

本市の 15 歳以上の産業分類別就業者数と全体に占める割合は、表 4 をみると、建設業が 1,705 人で 12.0%、製造業が 2,618 人で 18.4%、卸売業・小売業が 2,320 人で 16.3%、医療、福祉が 9.8%と多くなっているものの、本市では、多岐に渡る産業分野に、就業者がいる。

表 4 産業分類別就業者数

	産業分類	産業分類別就業者数(人)	割合(%)
A~B	農林業	562	3.9
C	鉱業、採石業、砂利採取業	21	0.1
D	建設業	1,705	12.0
E	製造業	2,618	18.4
F	電気、ガス、熱供給、水道業	74	0.5
G	情報通信業	102	0.7
H	運輸業、郵便業	1,163	8.2
I	卸売業、小売業	2,320	16.3
J	金融業、保険業	218	1.5
K	不動産業、物品賃貸業	159	1.1
L	学術研究、専門・技術サービス業	399	2.8
M	宿泊業、飲食サービス業	821	5.8
N	生活関連サービス業、娯楽業	609	4.3
O	教育、学習支援業	622	4.4

P	医療、福祉	1,404	9.8
Q	複合サービス事業	162	1.1
R	サービス業（他に分類されないもの）	814	5.7
S	公務（他に分類されるものを除く）	494	3.5
	合計	14,267	100.0

出典)総務省統計局 令和2年国勢調査

以上のことから、本市では、少子高齢化や生産年齢人口の減少、事業継承者の不足等に対応するため、労働生産性の向上を目的に、市内中小企業者の先端設備等の導入を支援していくことが求められている。

（２）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、建設業、製造業、卸売業、小売業、医療、福祉など多岐にわたる産業が市内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の産業立地は市内全域に点在していることから、本計画の対象区域は市内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、建設業、製造業、卸売業、小売業、医療、福祉など多岐にわたる産業が市内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、自然環境や景観の保全が必要であること、市内の日常的な雇用に結びつくこ

とが少ないことから、売電を目的とした太陽光発電事業は認定の対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税に未納のある事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。